

四日市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月26日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第51号

四日市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市営住宅条例施行規則（平成10年四日市市規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前														
<p>(家賃の減免)</p> <p>第13条 条例第22条の規定により家賃の減免をする場合の減免額は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="204 1081 820 1263"><thead><tr><th data-bbox="204 1081 592 1144">区分</th><th data-bbox="592 1081 820 1144">減免額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="204 1144 592 1205">(1)から(4)まで (略)</td><td data-bbox="592 1144 820 1205"></td></tr><tr><td data-bbox="204 1205 592 1263"><u>(5)</u> (略)</td><td data-bbox="592 1205 820 1263"></td></tr></tbody></table> <p>2 (略)</p> <p>(家賃の減免等の申請手続)</p> <p>第16条 家賃の減免等を受けようとする</p>	区分	減免額	(1)から(4)まで (略)		<u>(5)</u> (略)		<p>(家賃の減免)</p> <p>第13条 条例第22条の規定により家賃の減免をする場合の減免額は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="847 1081 1465 1800"><thead><tr><th data-bbox="847 1081 1235 1144">区分</th><th data-bbox="1235 1081 1465 1144">減免額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="847 1144 1235 1205">(1)から(4)まで (略)</td><td data-bbox="1235 1144 1465 1205"></td></tr><tr><td data-bbox="847 1205 1235 1738"><u>(5) 入居者の世帯が婚姻によらないで母又は父となった者及びその扶養している20歳未満の子で構成された世帯の場合</u></td><td data-bbox="1235 1205 1465 1738"><u>令第1条第3号ホの規定を準用して認定した収入に基づいて算定した家賃の額との差額に相当する額</u></td></tr><tr><td data-bbox="847 1738 1235 1800"><u>(6)</u> (略)</td><td data-bbox="1235 1738 1465 1800"></td></tr></tbody></table> <p>2 (略)</p> <p>(家賃の減免等の申請手続)</p> <p>第16条 家賃の減免等を受けようとする</p>	区分	減免額	(1)から(4)まで (略)		<u>(5) 入居者の世帯が婚姻によらないで母又は父となった者及びその扶養している20歳未満の子で構成された世帯の場合</u>	<u>令第1条第3号ホの規定を準用して認定した収入に基づいて算定した家賃の額との差額に相当する額</u>	<u>(6)</u> (略)	
区分	減免額														
(1)から(4)まで (略)															
<u>(5)</u> (略)															
区分	減免額														
(1)から(4)まで (略)															
<u>(5) 入居者の世帯が婚姻によらないで母又は父となった者及びその扶養している20歳未満の子で構成された世帯の場合</u>	<u>令第1条第3号ホの規定を準用して認定した収入に基づいて算定した家賃の額との差額に相当する額</u>														
<u>(6)</u> (略)															

る者は、家賃減免等申請書（第18号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) (略)

2 (略)

る者は、家賃減免等申請書（第18号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 第13条第1項の表第5号の規定に基づき申請しようとする者は、前2号の書類に加えて、入居者の世帯が婚姻によらないで母又は父となった者及びその扶養している20歳未満の子で構成された世帯であることを証する書類

(4) (略)

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市営住宅条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に入居する者（同日前において入居の決定を受けており、かつ、未入居の者を除く。）の家賃の減免から適用し、同日において現に入居している者（同日前において入居の決定を受けており、かつ、未入居の者を含む。）の家賃の減免については、平成29年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(都市整備部市営住宅課)